

平成18年度第7回庁議 会議録

[日 時] 平成18年8月28日(月) 午前8時30分～午前10時55分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、助役、収入役、教育長及び各部局長
(選挙管理委員会事務局長欠席により、選挙管理係長が代理出席)

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
 - (2) 議会答弁課題の進捗状況について (関係部局)
- 3 連絡事項
 - (1) 市制70周年記念事業の実施について (企画部)
 - (2) 新居浜市投票区の一部変更について (選挙管理委員会事務局)

1 市長あいさつ

まだまだ、厳しい残暑が続いておりますが、皆さん、体調管理には十分気をつけてください。さて、本日の議題にありますように、9月定例市議会が、明日29日に招集告示、9月5日開会の予定になっております。予想される項目等については事前に準備をするなど、遺漏のないようお願いいたします。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 第4回新居浜市議会定例会の議案について、企画部から順番に説明をお願いします。

<企画部長から順番に、別添資料「第4回新居浜市議会定例会議案概要」に沿って説明> (概略)

(企画部長)

議案の説明の前に一つ。個人情報の取り扱いについて、本市議会から変更することとしたため説明する。今回、提出する報告案件にもあるように、「訴えの提起、和解、損害賠償の額の決定」等については、従来、議案書に相手方の氏名、住所等の個人情報を記載したものを、議員、理事者、各課所長、報道機関、県等の関係機関に、一律に配布をしていた。しかしながら、個人情報保護の

観点から問題があると思われることから、この9月市議会定例会以降の議案について、議員、庁議出席者以外の者に配布するものについては、特定の個人が識別されるような個人情報に係る部分を省略したものを配布することとしたので、理解を頂くとともに、個人情報記載の議案の取扱いについては、十分に注意を払うようお願いする。

では議案の説明を行う。報告第14号、平成17年度新居浜市継続費精算報告については、一般会計において継続費を設定して事業を進めていた戸籍電算化データ等作成費について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をするもの。

報告第15号、平成17年度新居浜市継続費精算報告については、公共下水道事業特別会計において継続費を設定して事業を進めていた「終末処理場改築事業の汚泥脱水機」及び「単独下水道事業費の公共下水道事業認可変更業務」について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をするもの。

認定第2号、決算の認定については、平成17年度新居浜市一般会計歳入歳出決算並びに平成17年度新居浜市貯木場事業特別会計歳入歳出決算ほか8特別会計決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するもの。決算の概要は、第5回庁議で説明しているので省略する。

議案第76号から議案第80号の予算議案については、「平成18年度9月補正予算案の概要」に沿って説明する。今回の補正予算は、小・中学校耐震補強対策事業等の単独事業のほか、こども夢未来基金積立金、愛媛県災害ボランティアファンド出資事業費等の施策費並びに経常経費について措置するもの。補正の規模は、1億4,957万8千円の増、補正後の予算総額は、410億1,173万1千円となり、前年度同期と比べて22億9,215万8千円、5.3%の減となっている。特別会計については、平尾墓園事業特別会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の4つの会計となっている。(詳細は、別添資料「平成18年度9月補正予算案の概要」のとおり。)

(建設部長)

建設部は報告3件。まず、報告第16号専決処分の報告について。本件は、平成18年4月29日午前11時頃、萩生966番地の4地先、市道大生院船木線において、道路側溝のグレーチングをはね上げて自動車を損傷した方に係る損害賠償の額を45,150円と決定し、平成18年7月18日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもの。損害賠償の額については、全国市有物件災害共済会の査定に基づき、当事者と協議した結果、修理費45,150円を支払うことに決定した。なお、損害賠償金は全国市有物件災害共済会より全額支払われている。道路の安全管理については、これまでも定期的なパトロール等により安全確認を行ってきたことから、さらに市民が安心して通行できる市道を実現するため、たゆまぬ努力を心がけて参りたい。

次に、報告第17号、専決処分の報告について。本件は、平成18年5月2日午前11時23分頃、城下町3番23号地先の市道城下寿線を、舗装欠損箇所を調査するため南進していた公用車が、北進してきた軽自動車と出会い頭に衝突し、双方の車両が損傷した事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したもの。和解の内容としては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用40万円のうち、50パーセントに相当する額20万円を支払い、相手方は新居浜市に対し、公用車の修理に要する費用8万5,

540円のうち、50パーセントに相当する額4万2,770円を支払うこととした。なお、当該賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、自動車保険により支払われる予定となっている。日ごろから交通事故を起こさないよう指導しているところであるが、今後とも、安全な運転を心がけるよう指導徹底して参りたい。

次に、報告第19号、専決処分の報告について。本件は、市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起についてである。今回2年以上の長期家賃滞納者41名に対し、平成18年5月29日付の「市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書」により平成18年6月30日までに滞納家賃を完納するよう最終催告を行い、期限までに納付しない場合には、公営住宅法及び新居浜市市営住宅条例の規定により使用許可を取り消し、直ちに住宅の明渡しを求めると、及び家賃等の支払いを求める訴訟提起の手続きをとることを、新居浜市長と訴訟代理人である弁護士との連名で通知していたが、この結果、請求に従い滞納家賃の全額を支払った者2名、退去し全額を支払った者1名、分割納付の誓約をして履行している者18名、退去し納付誓約をした者1名の合わせて22名を除き、19名について平成18年8月21日、松山地方裁判所西条支部へ訴訟提起を行ったものである。訴訟の内容としては、原告を新居浜市、被告を別紙のとおり入居者19名及びその連帯保証人15名とし、市営住宅の明渡しと、滞納家賃等の支払いを求めるというものである。今回提訴した19名の滞納状況は、通算滞納月数は2年3ヶ月から9年3ヶ月で、滞納金額は家賃1,605万2,047円と督促手数料11万2,100円で、合計請求金額は1,616万4,147円となっている。

(環境部長)

環境部は報告1件、議案1件。まず報告第18号、専決処分した事件の承認について。本件は、平成17年3月27日、午後5時50分頃、市道中萩角野線、山根町3番2号地先路上において、西進中の軽自動車、台風災害に伴い施工した金比羅谷排水路の応急復旧箇所を通過した際、布設していた鉄板が跳ね上がり車両に接触し、ハンドルを取られて民家のフェンス基礎に衝突し、運転者及び同乗者一人が負傷した事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定した。和解の内容としては、新居浜市は相手方に対し、本件事故に係る損害賠償債務として、車両の修理費、治療費、休業補償費、慰謝料の合計335万1,113円の支払い義務があることを認め、治療費の一部として既に支払っている77万3,200円を控除した残金257万7,913円を本和解成立の日以降速やかに支払うものである。尚、損害賠償額については、下水道賠償責任保険から316万3,930円が市へ支払われており、新居浜市負担金額は、免責金額、及び車両修理費の一部、計18万7,183円となっている。事故発生後は、事故原因となった鉄板を直ちに布設替えするなどの応急処置を行い、その後速やかに災害復旧工事を施工し完了している。今後、排水路などの下水道施設の管理については、交通に支障を及ぼさないよう維持管理に努めて参りたい。

次に、議案第73号、新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。第10条及び第13条については、下水道法施行令の一部改正に伴い、条項のずれが生じたことから、所要の条文整備を行うもの。第27条の改正については、郷、多喜浜、黒島及び阿島地区の住居表示の実施に伴い、多喜浜排水ポンプ場等の設置場所の表示を、それぞれ新たに設定される住居表示に変更しようとするもの。なお、第10条及び第13条の改正規定は公布の日から施行し、第27条の改正

規定は平成18年10月1日から施行したいと考えている。

(水道局長)

水道局は、決算の認定1件。認定第1号、決算の認定については、平成17年度新居浜市水道事業会計決算並びに平成17年度工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するため、監査委員の意見をつけて提案するもの。なお、平成17年度決算の概要については、第5回庁議で報告しているので省略する。

(総務部長)

総務部は、議案第63号から議案第66号、議案第68号から議題第70号、及び追加提出予定の人事議案。

まず、議案第63号、財産の取得について。本議案は、消防ポンプ自動車CD-型2台を取得するもの。なお、今回の消防ポンプ自動車は、中萩分団と神郷分団に配備する予定である。

次に、議案第64号、工事請負契約について。本議案は、中央雨水ポンプ場ポンプ設備工事(その4)の工事請負契約を締結しようとするもの。本工事の概要については、排水能力 毎分170立方メートルの口径1200mm、エンジンポンプ1基及び運転に必要な補完機器の製作、及び据付工事を行うもので、中央雨水ポンプ場は本年度末の完成予定である。

次に、議案第65号、工事請負契約について。本議案は、最終処分場建設工事の工事請負契約を締結しようとするもの。本工事の概要については、土木工事として敷地造成工4,400平方メートル、置換排水ピット1箇所並びに配管367メートル、積込設備として積込ピット、斜路、仮置設備を各1箇所、搬入管理施設として30トン計量のトラックスケール1基、場内整備として波返し擁壁150メートル、フェンス168.2メートルと門扉2箇所、舗装2,820平方メートルと観測井戸1箇所の建設を行うものである。また、建築工事としては、管理棟1棟、管理倉庫1棟、操作棟1棟、電気棟1棟の合計4棟の建設を行うもので、平成18年度及び平成19年度の継続工事で施工する予定である。なお、最終処分場については、平成20年4月の供用開始を目指すものである。

次に、議案第66号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今回の条例改正は、平成18年5月1日の会社法の施行に伴い、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正され、公益法人等への派遣先から有限会社が削除されたことによる所要の条文整備を行うもの。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第68号、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本議案は、郷、多喜浜、黒島及び阿島地区の住居表示の実施に伴い、改正が必要となる関係条例について、一括して規定の整備をするもの。なお、この条例は、平成18年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第69号、新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今回の条例改正は、地方公務員災害補償法の一部改正に準じて、非常勤職員に対する公務災害補償等について、通勤の範囲、介護補償等に係る規定を改めるもの。なお、この条例の施行については、公布の日から施行し、第10条の2の改正規定のみ、平

成18年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第70号、新居浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。平成16年の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、従来の電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約に加えて、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約にかかる事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものについては長期継続契約を締結することが可能となった。これに伴い、今回、本市においても、長期継続契約を締結することができる契約を定めようとするもの。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

追加提出は、新居浜市公平委員会の委員の選任について、他4件を予定している。

(消防長)

消防本部からは議案3件。まず、議案第67号、新居浜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、消防表彰規定の一部を改正する告示が、平成18年5月30日消防庁告示第24号として告示されたことに伴い、所要の条文整備を行なうもの。なお、この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用したいと考えている。

次に、議案第74号、新居浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び新居浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い根拠法令条項にずれが生じたこと、また、郷、多喜浜、黒島及び阿島地区の住居表示の実施に伴い所要の条文整備を行なうもの。なお、この条例は、平成18年10月1日から施行したいと考えている。ただし、第1条中、新居浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例第1条の改正規定及び第2条中、新居浜市消防団の設置等に関する条例第1条の改正規定は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案75号、新居浜市消防団員等公務災害補償条例及び新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、根拠法令条項にずれが生じたこと、また、障害者自立支援法の施行により身体障害者福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の条文整備を行なうもの。なお、この条例は、平成18年10月1日から施行したいと考えている。ただし、第1条中、新居浜市消防団員等公務災害補償条例第1条の改正規定及び第2条の規定については、公布の日から施行したいと考えている。

(教育委員会事務局長)

議案第71号、新居浜市こども夢未来基金条例の制定について。去る7月19日に、市内の篤志家より新居浜市の子どもたちが、ふるさとに愛着を感じ、郷土に誇りを持つことが出来るような活動に活かしてもらいたいと一千万円の寄附があった。特に、子どもたちの成長を支援する事業の実施を望みたいとの事で、この寄附金を原資に基金を設置し、子どもたちの豊かな心の成長と夢広がる未来のふるさとづくりに資することを目的とした活動に基金を充てるため条例を制定しようとするもの。この「こども夢未来基金」を原資に、子どもたちの夢や豊かな心を育み、知的好奇心や

探究心を育てる事業を実施する予定である。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

(福祉部長)

福祉部からは、議案1件と追加提出予定議案1件。まず、議案第72号、新居浜市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、健康保険法等の一部改正及び障害者自立支援法の施行に伴い、保険給付に係る医療費の助成について見直し等を行うため、新居浜市乳幼児医療費助成条例、新居浜市母子家庭医療費助成条例及び新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の3条例を一括して改正するもの。なお、この条例は、平成18年10月1日から施行したいと考えている。ただし、第2条中新居浜市母子家庭医療費助成条例第2条第2項及び第3項第3号の改正規定並びに第3条中新居浜市重度心身障害者医療費助成条例第2条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、追加提出予定の議案、新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、見直しを行うもの。改正条例第1条については平成18年10月1日から施行し、改正条例第2条については、平成19年4月1日から施行しようと考えている。

市長 何か、質問、意見はあるか。

ないようなら、次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況について (関係部局)

市長 6月議会の答弁課題の進捗状況及び3月議会の答弁課題で特に進捗した課題について、企画部から順番に報告をお願いします。

<企画部長から順番に、別添資料「議会答弁課題進捗状況」に沿って説明> (報告省略)

市長 総務部の答弁課題「職員の清掃について」であるが、四国中央市で取り組んでいるので勉強しておくように。何か、質問、意見はあるか。

ないようなら、連絡事項に移る。

2 連絡事項

(1) 市制70周年記念事業の実施について (企画部)

市長 市制70周年記念事業の実施について、企画部からお願いします。

(企画部長。概略)

市制70周年記念事業について、現状の報告をする。庁内の検討委員会を3回開催し、テーマの決定、市民及び職員の提案事業について協議、検討し、評価を行った。テーマは「温故知新～伝えよう未来へ～」で、記念式典を含めた職員提案が20件、市民提案が15件となっている。現在は、同じような事業内容の提案の統合整理、及び補助金の公募申請の必要性等の整理を行っているところであり、今後は、担当課と経費や時期等の協議を重ねながら、実施事業を決定していきたいと考えているので、協力をお願いしたい。

市長 この後はどのようにして実施事業を決定していくのか。

企画部長 検討委員会で評価を行ったが、今度は評価点数の高い提案を基本として、その中でも記念事業としてふさわしい事業を、また、補助金の公募申請が必要な提案については、

精査して提案者に情報を流していくことを考えている。具体的にどのような形で決定していくかは、検討委員会の中で審議をしていきたい。

市長 最終は、いつまでに決定するのか。

企画部長 補助金については、9月が公募申請の期限になっている。庁内合意も必要であるが、11月には来年度に向けての10ヵ年実施計画の予算協議が始まるため、それまでには決定したい。

市長 70周年事業に要する経費は、10ヵ年実施計画の別枠になっているのか。

企画部長 別枠にはなっていないが、財源については今後協議していきたい。なお、記念式典については、10ヵ年実施計画の中で予算を組んでいる。

市長 他に、質問等はないか。

ないようなら、次の連絡事項に移る。

(2) 新居浜市投票区の一部変更について(選挙管理委員会事務局)

市長 新居浜市投票区の一部変更について、選挙管理委員会事務局から説明をお願いします。

<別添資料「新居浜市投票区の一部変更について」及び「中萩地区投票区見直前後比較図」に沿って説明>

(選挙管理委員会事務局選挙管理係長。概要)

第26投票区投票所の中村本町集会所が有権者数と比較して著しく手狭であり、隣接する駐車場用地も縮小されたことから、中萩地区の抜本的な投票区域の見直しを行い、選挙人の利便性の向上及び投票区間の均衡を保つため、現在の第26及び第27投票区(中萩小学校体育館)の区域を統合し3区域に分割する。また、又野川以東地区の住居表示実施に伴い、当該地区の一部につき投票区の変更を、第9投票区投票所については現在の新田自治会館から若宮小学校体育館への変更を予定している。

市長 市民への広報はどのようにするのか。

選挙管理委員会事務局選挙管理係長 11月又は12月の市政だよりでお知らせする予定である。

市長 選挙管理委員会が決定する事項であるが、議会には十分に説明しておくように。また、新たに投票所になる各施設は各種行事が計画されていると思うが、連携を密に取ること。

他に連絡事項はないか。

助役 以前も言ったことだが、来年市制70周年を迎え、市が後援、共催する冠事業が多々あると思うが、部局長は必ずチェックして、後援、共催することが妥当であるかを判断し、十分気をつけて取り扱うようお願いする。

市長 他に連絡事項はないか。ないようなら、第7回庁議をこれで終わる。